

資料

土木交通・警察企業常任委員会資料
令和4年(2022年)8月8日
刑事部組織犯罪対策課

令和4年度 7月定例会議

滋賀県暴力団追放推進センター
経営評価結果報告

出資法人経営評価の結果について

1 経営評価について

(1)目的

- ① 出資法人が、経営状況や活動状況等について、中期経営計画や年度目標を踏まえて点検評価し、達成度や課題等を確認することで、経営の改善につなげる。
- ② 県として、出資法人の経営状況や活動の内容、点検評価の結果などを適切に把握し、運営の状況等を評価するとともに、これを踏まえた必要な関与を行う。
- ③ 県民に対し、出資法人に対する県の人的・財政的関与の状況を示すとともに、出資法人および県が、出資法人の経営状況全般についてどのように評価、判断し、どのような対応を行っているかを明らかにする。

(2)対象となる出資法人の範囲

県が資本金、基本金、基金その他これらに準ずるもの4分の1以上を出資し、または出捐している 25 法人

〔地方独立行政法人法に基づき設立された法人（滋賀県立大学）および特別法に基づき設置され、国の関与が前提とされている法人（滋賀県信用保証協会）を除く。〕

(3)評価方法

財務諸表等に基づく出資法人の経営状況等や、県の人的・財政的関与の状況から、出資法人と県により5つの視点（効果性、効率性、健全性、自立性、透明性）からの評価および総合的な評価（事業の状況、財務の状況、行政経営方針実施計画の状況、総合所見）を行う。

(4)その他

評価は、毎年度実施し、評価結果は、公表する。

(公財)滋賀県暴力団追放推進センターの概要について

1 名称

公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター

2 設立年月日

平成4年3月19日

3 設立の趣旨・目的

県民の暴力団追放に関する意識の高揚を図り、地域及び職域における暴力団追放運動を推進するとともに、暴力団員による不当な行為の防止及びその被害者の救援のための活動を行い、もって「暴力のない明るく住みよい郷土しが」の実現に寄与することを目的とする。

4 業務概要

研修会等あらゆる機会を通じて、暴力団追放三ない運動プラス1（恐れない・金を出さない・利用しない・交際しない）を徹底するためのパンフレット等を作成、配布するとともに、暴力追放大会を開催するなどの広報活動を推進している。また、暴力団からの被害を防止するため、センターへの来訪者に対する相談、電話による相談や各地の公民館等を利用した出張相談を実施している。

また、事業所等の責任者に対しては、暴力団組員対応のノウハウ等を指導するために不当要求防止責任者講習を年間20回以上開催（受講者約900人）している。

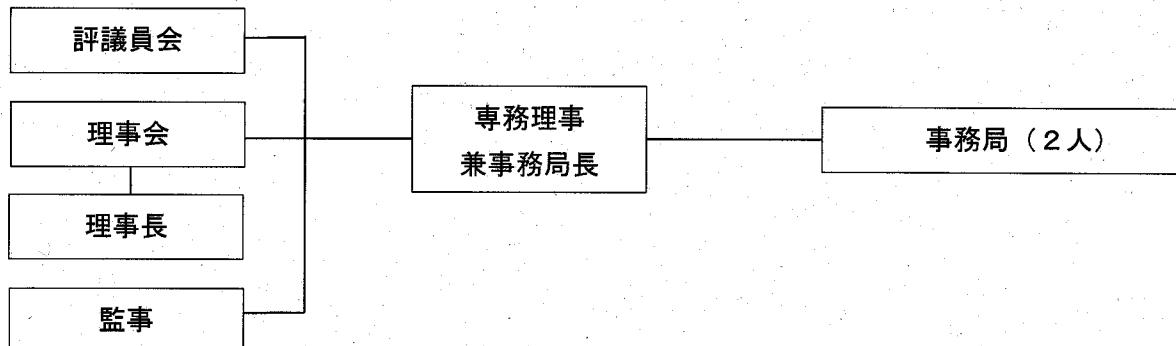
なお、令和2年度は新型コロナウィルス感染拡大防止のため規模を縮小し、令和3年度については感染防止対策を講じて実施した。

5 出資の状況（令和3年度末）

（単位：千円、%）

区分		出資額	構成比	区分		出資額	構成比
基本 財産等	滋賀県	575,934	76.1	その他			
	市町村	145,000	19.2				
	民間	35,596	4.7		小計		
	小計	756,530	100		合計	756,530	100

6 組織図



7 役員等

役 職	氏名（他団体での役職）	常勤
理 事	大道 良夫（滋賀県商工会議所連合会会長）	
理 事	杉橋 和彦（一般社団法人滋賀県建設業協会相談役）	
理 事	野崎 秀喜（滋賀県警察刑事部長）	
理 事	東 勝（滋賀県総合企画部長）	
理 事	山本 茂喜（滋賀県金融機関警察連絡協議会会长代理）	
理 事	中村 幸雄	○
監 事	西嶋 栄治（滋賀県信用保証協会理事長）	
監 事	畠山 讓治（滋賀県税理士協同組合理事長）	
評議員	野村 昌弘（草津・栗東防犯自治会会长）	
評議員	鵜飼 淳子（滋賀県地域女性団体連合会会长）	
評議員	江原 昭博（滋賀県中央信用金庫顧問）	
評議員	野々口義信（大津市自治会連合会事務局長）	
評議員	植田 浩平（滋賀県ゴルフ場防犯協会会长）	
評議員	竹内 雅和（さとやま法律事務所代表）	

8 所在地

〒520-0806

滋賀県大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部北棟

令和4年度 出資法人経営評価表

(公益法人等用)

法人名	公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター
-----	----------------------

1 人員、県の人的関与の状況

(単位：人)

①会員の状況（社団法人のみ）	R2年度	R3年度	R2→R3増減	R4年度
②役員の状況	R2年度	R3年度	R2→R3増減	R4年度
評議員総数	6	6		6
うち県職員（特別職を含む。）				
うち県退職職員（OB）	1	1		1
理事総数	6	6		6
うち県職員（特別職を含む。）	2	2		2
うち県退職職員（OB）	1	1		1
うち常勤役員数	1	1		1
うち県職員（特別職を含む。）				
うち県退職職員（OB）	1	1		1
監事総数	2	2		2
うち県職員（特別職を含む。）				
うち県退職職員（OB）	1	1		1
うち常勤監事数				
うち県職員（特別職を含む。）				
うち県退職職員（OB）				
報酬額・年齢				
常勤役員の平均年齢				
常勤役員の平均報酬（年額）（千円）				
役員の報酬総額（年額）（千円）				
③職員の状況	R2年度	R3年度	R2→R3増減	R4年度
職員総数	2	2		2
常勤職員	2	2		2
プロパー職員	2	2		2
うち県退職職員（OB）	1	1		1
県等からの派遣職員				
うち県派遣職員				
臨時・嘱託職員				
うち県退職職員（OB）				
非常勤職員				
うち県派遣職員				
うち県退職職員（OB）				
プロパー職員の平均年齢	56.0	57.0	1.0	56.0
プロパー職員の平均給与（年額）（千円）	2,422	2,438	16	2,367
職員の給与総額（年額）（千円）	4,844	4,877	33	4,733
プロパー職員の年代別職員数	10代	20代	30代	40代
				50代
				60代～
(令和4年度当初実数)				合計
			1	1
				2

2 県の財政的関与の状況

(単位：千円)

項目	R2年度	R3年度	R2→R3増減	R4年度	備考(R4内訳)
県からの年間収入額	補助金	事業費補助金 2599	2300	△ 299	2300 センター事業に対する補助金
	運営費補助金				
	負担金				
	委託料	608	863	255	883 不当要求防止責任者講習委託料
	その他				
合計	3207	3163	△ 44	3183	
年度末残高	県からの借入金				
	県からの損失補償・債務保証				
短期貸付金の金額（期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの）					

3 評価

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見
			R1	R2	R3		
効果性	中期経営計画、年度目標の策定	中期経営計画、年度目標とも策定している。	○	○	○	関係機関との連携、各種研修会への参加等により、暴力団情勢を主とした社会情勢を的確に把握し、情勢に応じた各種広報活動、講習等の実施による暴力団排除活動に努めた。 ただ、昨年度から続く新型コロナ感染拡大により、計画通りの事業実施は困難であったが、十分な感染対策や出席者の人数を減らして実施回数を増やす等により概ね目標通りの成果をあげた。	各企業においては反社会的勢力排除のコンプライアンスが高まる中、取引先や顧客に関するデューデリジェンス(相当な注意義務)を重要視しており、反社会的勢力との関係性遮断を目的として情報提供を求める相談も多々ある。 さらに、暴力団排除に係るポスター等の活用も活発である。 加えて、コロナ禍の困難性が高まる中、感染防止対策を図りつつ効果的な方法により講習等を実施している。
		中期経営計画のみ策定している。 年度目標のみ策定している。 策定していない。					
	事業活動の社会情勢への適合性	全ての事業が社会情勢に適合し、その意義は大きい。 社会情勢に照らして意義が薄れてきた事業がいくつかある。 社会情勢に照らして意義が多くのある。	○	○	○		
		活動について成果目標を定め、目標以上に達成している。 活動について成果目標を定め、目標どおり達成している。 活動について成果目標を定め、極めて目標を上回っている。 活動について成果目標を定め、達成しているものもあるが、十分ではない。 活動について成果目標を定めていない。	○	○			
効率性	活動の成果の達成度	活動について成果目標を定め、目標以上に達成している。 活動について成果目標を定め、目標どおり達成している。 活動について成果目標を定め、極めて目標を上回っている。 活動について成果目標を定め、達成しているものもあるが、十分ではない。 活動について成果目標を定めていない。				事業収入減少に伴い事業費を減少し、管理費は比率としては微増だが、極力経費を抑えほぼ横ばい状態を保ちながら効率化に努めている。	管理費から、会費や賃借料等、毎年度定額の支払いがあるが、光熱費や雑費、消耗品購入において節約に努める必要がある。
		多様な調査を実施し、積極的にニーズの把握に努めている。 ニーズを把握するための手段を講じている。 具体的な取組はしていない。	○	○	○		
	住民、関係者等のニーズの把握状況	管理費比率が2期連続で減少した。 管理費比率が前期に比べ減少した。 管理費比率が前期に比べ増加した。 管理費比率が2期連続で増加した。	○				
		経常収益が2期連続で経常費用を上回った。 経常収益が、当期は経常費用を下回った。 経常収益が、当期は経常費用を下回った。 経常収益が、2期連続で経常費用を下回った。		○			
健全性	経常費用に占める管理費の状況	当期末において債務超過でない。 2期連続で改善した。 前期に比べ改善した。 前期に比べ悪化した。 2期連続で悪化した。	○	○	○	欠損金、借入金は皆無であり健全性を維持している。 借入金や欠損金、債務超過など経営悪化に繋がるものは全くなく、今後もこの状態を継続していく必要である。	
		2期連続で増加した。 前期に比べ増加した。 前期に比べ減少した。 2期連続で減少した。		○			
	正味財産期末残高の状況	当期末において累積欠損金はない。 累積欠損金は、2期連続で減少した。 累積欠損金は、前期に比べ減少した。 累積欠損金は、前期に比べ増加した。 累積欠損金は、2期連続で増加した。	○	○	○		
		流动比率は、2期連続で100%以上であった。 流动比率は、当期は100%以上であった。 流动比率は、当期は100%未満であった。 流动比率は、2期連続で100%未満であった。	○	○	○		
	短期的支払い能力の状況	当期末において借入金はない。 2期連続で低下した。 前期に比べ低下した。 前期に比べ上昇した。 2期連続で上昇した。	○	○	○		
	借入金依存率の状況						

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見
			R1	R2	R3		
自立性	知事・副知事が法人の代表者へ就任状況	知事・副知事が法人の代表者へ就任していない。	○	○	○	名誉会長として県下の暴排業務に功労があった団体、個人への表彰の授与、暴追県民大会への隣席を賜っている。	今後も知事・副知事の就任は認められない。
		知事・副知事が法人の代表者へ就任している。					
	県派遣職員の状況	当期末において県派遣職員はない。	○	○	○	暴対法に則り、警察官OB2名が暴力追放相談委員として常駐し、暴力相談、不当要求責任者講習等の暴排活動を実施している。	暴力追放相談委員として警察OB2名が常駐しているのは、暴対法等に則った条件に適応する人材を従事させているもので、暴追センターの業務内容から考慮しても妥当であるこから、今後も継続していくことになる。
		常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ低下した。					
		常勤職員に占める県派遣職員の割合は前期と概ね同程度。					
	県退職職員の就任状況	当期末において県退職職員はない。				県からの短期貸付金はこれまでからなく健全性を維持している。	貸付金は皆無である。 県財政支出の主なものは、事業活動費を補填する「県補助金」であるため、今後、寄附金収入増額に努める必要がある。
		常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ低下した。					
		常勤職員に占める県退職職員の割合は前期と概ね同程度。					
	県財政支出の状況	当期末において県の財政支出はない。				県からの短期貸付金はこれまでからなく健全性を維持している。	貸付金は皆無である。 県財政支出の主なものは、事業活動費を補填する「県補助金」であるため、今後、寄附金収入増額に努める必要がある。
		経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で低下した。	○	○	○		
		経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ低下した。					
	短期貸付金の金額(期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの)の状況	経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ上昇した。				県からの短期貸付金はこれまでからなく健全性を維持している。	貸付金は皆無である。 県財政支出の主なものは、事業活動費を補填する「県補助金」であるため、今後、寄附金収入増額に努める必要がある。
		経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で上昇した。					
		当期間中において県の短期貸付けはない。	○	○	○		
	損失補償の状況	県の短期貸付けの額が2期連続で減少した。				県の短期貸付けの額が前期に比べ減少した。	貸付金は皆無である。 県財政支出の主なものは、事業活動費を補填する「県補助金」であるため、今後、寄附金収入増額に努める必要がある。
		県の短期貸付けの額が前期に比べ減少した。					
		県の短期貸付けの額が前期と同額である。					
透明性	情報公開規程の整備状況	県の短期貸付けの額が前期に比べ増加した。				県の短期貸付けの額が2期連続で増加した。	貸付金は皆無である。 県財政支出の主なものは、事業活動費を補填する「県補助金」であるため、今後、寄附金収入増額に努める必要がある。
		県の短期貸付けの額が2期連続で増加した。					
		県の損失補償・債務保証の額が2期連続で減少した。	○	○	○		
	情報公開の実施状況	県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ減少した。				県の損失補償・債務保証の額が前期と同額である。	法人法に基づく財務諸表の備え付けや業務監査については、会計の専門家に指導を受けている。
		県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ増加した。					
	文書管理規程の整備状況	県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ増加した。				県の損失補償・債務保証の額が2期連続で増加した。	加えて、ホームページを活用した情報公開も的確に実施されており、今後も継続していく必要がある。
		県の損失補償・債務保証の額が2期連続で増加した。					
	文書管理の実施状況	規程を設けていない。	○	○	○	ホームページを開設し、定款、役員名簿、事業報告・事業計画・收支決算及び予算等について開示している。また事務局規程の中に文書保存の条項を設けて、規定に基づいた管理をしている。	法人法に基づく財務諸表の備え付けや業務監査については、会計の専門家に指導を受けている。
		規程を設けていない(県の資金金等の割合が1/2未満)。					
	会計専門家の関与状況	ホームページ等により不特定の者に対し情報公開を行っている。	○	○	○	会計の専門家による監査・指導・助言等は受けていない。	加えて、ホームページを活用した情報公開も的確に実施されており、今後も継続していく必要がある。
		不特定の者に対し情報公開を行っていない。					
	業務監査の実施状況	規程を設けていない。				会計の専門家による監査・指導・助言等は受けていない。	会計の専門家による監査・指導・助言等は受けていない。
		規程を設けていない(県の資金金等の割合が1/2未満)。					
	文書管理の実施状況	情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っている。				業務監査を実施している。	業務監査を実施していない。
		情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っていない。					
	会計専門家の関与状況	作成した財務諸表について、会計監査人監査を受けている、または、財務諸表の作成過程で、会計の専門家の指導・助言を受けている。	○	○	○	業務監査を実施していない。	業務監査を実施していない。
		会計の専門家による監査・指導・助言等は受けていない。					
	業務監査の実施状況	会計の専門家による監査・指導・助言等は受けていない。				業務監査を実施していない。	業務監査を実施していない。
		会計の専門家による監査・指導・助言等は受けていない。					

出資法人の総合的評価・対応		県による総合的評価・対応	
事業に関する事項	主事業である暴排啓発活動、相談業務、不当要求責任者講習を継続して推進する。	コロナ禍において創意工夫をこらしながら講習等を実施しているところではあるが、さらに業務の合理化、効率化を勘案した事業を検討する必要がある。	
財務に関する事項	現在の運用は、国債等債券利息、県補助金、賛助会員による寄附金で運用しているが、数年来の金利の低下、最近の国際情勢、特に10年国債の低金利により、償還時期での更新を続けて行くことが非常に困難で、収入がなくなる。換えれば、低金利のリスクを含め債務且つ十分な検討を要するため、これらを補填するのに寄附金の増額による対処方法をとる必要がある。事業費の減少に伴い、より効果的な運用を図る必要があり、予算措置の段階から組み入れ、経費支出を見据えた計画的な運用に努める。	累進センターは、設立当初から今日に至るまで、その業務で借入等負債を抱えて実施したことではなく収入状況に応じて事業を遂行しており、赤字決算などで財務状況が悪化することはない。 しかし、県の関与の縮小(補助金の削減)は喫緊の課題であり、寄附金や国債について将来性のある運用方法についての検討が必要である。	
行政経営方針実施計画に関する事項 ※実施計画は次頁参照	ホームページの開設、不当要求責任者講習、暴排啓発活動を通じて賛助会員の拡大を図っているところであるが、令和2年度に続き新型コロナ感染拡大による経済情勢の悪化により、会費の未納や退会等があり目標達成は困難な状況である。 今後は、 ・会費未納会員に対する個々の働きかけによる会費の徴収 ・既存会員に対する会員登録の増額 ・各種会合の機会における賛助会員の募集 等について積極的に取り組んでいくこととする。 実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況	県の関与の縮小に繋がる賛助会員の拡大は、あらゆる手段を試みて最適な募集方法を見いだす必要がある。 チラシや啓発物品についても、既に累進センターと関わりのある会員等だけではなく、一般県民に対して配布して周知できるように努力するなど啓発活動の意義と効果を再認識し、業務を推進する必要がある。	実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況
実施計画に定める目標		実施計画に定める目標	左の実績
賛助会員数の拡大 平成29年度末 253 → 令和4年度末 280		令和2年度末 253 → 令和3年度末 240 中期経営計画に基づき継続実施している。	
中期経営計画の継続		令和3年度は、収束が見えないコロナ禍での事業活動ではあったものの、委託業務において創意工夫を凝らしながら例年並みの受講者に対する講習やリモート会議などを実施されおり、効果が得られたと思われる。 今後は、累進センターの活動内容を県民に広くアピールし、これと並行して県の関与の縮小に向けた賛助会員の拡大、さらには費用対効果を視野に入れながら画期的な活動に取り組む必要がある。	
総合所見	現状では、令和2年度から続く新型コロナ感染拡大による経済情勢の悪化により、会員数、会費額とも減少傾向にあるが、引き続き上記施策を積極的に推進することにより、会員数、会費額の拡大を図り、また併せて可能な限りの経費節減に努めて、効率的に事業を推進していくこととする。		

【参考資料】

財務諸表等へのリンク
公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センターホームページへのリンク

<http://www.shiga-boutsui.jp/>

※行政経営方針実施計画(2019年度～2022年度)

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、県「外郭団体見直し計画」における「自立性の拡大」との方針を踏まえ、県の関与の縮小を念頭に業務を進めてきたが、補助金に依存する状態が続いていることから、改めて賛助会員収入の増額や県の財政的関与の縮小に向けた取組方法を検討する。興味をひくようなホームページや、訪れるやすい相談所への改善、また、賛助会員の優遇制度の設定等により会員を拡大することで、寄付金収入を増やすし、自立性の拡大をより一層進める。					目標
具体的な取組内容	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)		
1 ホームページの活用方法を検討する。【出資法人】	掲載内容の検討		リンク先企業の検討			・ホームページリンク先企業 平成30年度(2018年度) 0社(実績) → 令和4年度(2022年度) 10社
2 相談事業の充実に向け、周知方法等を検討する。 【出資法人】	相談所開設チラシや暴走センター 紹介チラシの設置場所の開拓検討		効果の検証と改善検討			・チラシ設置場所 令和4年度(2022年度)において 平成30年度(2018年度)に比べて10箇所増
3 賛助会員の拡大に向け、企業のセミナーや、警察等行政が 企画するイベントへ参加し、会員を募る。【出資法人】		センターを紹介し周知を図り賛助会員を募る				・会員企業 平成29年度(2017年度) 253社(実績) → 令和4年度(2022年度) 280社
4 賛助会員の拡大に向け、会員であることのメリットを検討す る。【出資法人】	メリット考案	メリットの試行	効果の検証 と改善検討			